

長期モニタリング計画の構成修正について

平成 22 年度第 2 回知床世界自然遺産地域科学委員会において、長期モニタリング計画について敷田委員と相談のうえ改変することとなり、敷田委員より具体的に下記のとおり提案がなされた。

1. 目的は順応的管理を推進するために項目と手法を定めるといった中身とし、目標はカット
2. 基本方針は管理計画を評価するための項目を選定するといった中身とすること
3. モニタリング項目はすべて別表とすること
4. 項目の表から実施頻度を削除し、(評価項目)は(選定根拠)などとする

以下、敷田委員の提案を踏まえた変更案を示す。

H22 年度資料

変更案

1. 目的

遺産地域は将来予測が不確実な生態系である。

そのため、順応的に管理を行う必要がある。

そこで、関係行政機関は、関係者と連携してモニタリングを推進するとともに、その結果に応じて管理計画やモニタリングの見直し等を行い、遺産地域の管理方針を柔軟に見直すこととしている。

この計画では、関係行政機関が実施するモニタリング項目及びその内容を規定するとともに、モニタリング結果の評価の基準とその手順を明らかにする。

1. 目的

知床世界自然遺産地域管理計画に定められた管理の方策のなかで、遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、長期的なモニタリングを実施することとなっている。

本計画は、順応的な管理を「効果的かつ効率的」に実施するために必要となるモニタリング項目とその内容を定めることを目的に策定するものである。

2. 目標

関係行政機関がこの計画に基づいてモニタリングを実施するとともに、知床世界自然遺産地域科学委員会等の助言を得て、その評価を行い、遺産地域の順応的管理を推進する。

削除

3 . モニタリングの基本方針

・自然環境の価値が維持されているかをモニタリングするため、以下の8つの評価項目を設定し、評価項目に基づいたモニタリング項目及びその内容を設定する。

・モニタリングの実施にあたっては、関係者と緊密な連携・協力を図り、評価のために必要なモニタリング・調査結果については、情報の共有を依頼する。

・評価項目に基づいて、科学委員会においてモニタリング結果の評価を実施する。重要な事項について検討を深めるために科学委員会のもとに設置されているWG等において、関連する評価項目に係る評価を実施する。各WG等での評価を踏まえ、科学委員会において総括的な評価を実施する。

2 . モニタリングの基本方針

本計画では、順応的管理を実施するために評価項目を設定し、評価項目ごとに評価に必要なデータを得るためのモニタリング項目及びその内容を定める。

1) 評価項目

評価項目は、知床世界自然遺産のクライテリアが維持されているか、ユネスコ / IUCN からの勧告に対応できているか、遺産地域管理計画に記載された管理ができているかを評価するために設定する。評価項目は以下のとおりとする。

評価項目の選定理由は【別表1】に示す。

以下、8つの評価項目が並ぶ

削除

目的のなかに含まれる内容であり、記述するのであれば、項目の分類（1 . 関係行政機関 2 . その他の行政機関 3 . 調査項目）のところで。

削除

「評価の手順」であるため。

・別表1のとおり、モニタリング項目毎に評価担当のWG等を定める。なお、複数の評価項目が重複するモニタリング項目については、評価担当以外のWG等も必要に応じて結果を参照する。

・モニタリング結果の評価は概ね5年に1回程度とするが、毎年のモニタリング結果については、年次報告書等を活用して広く情報を共有する。

削除

「評価の手順」であるため。

削除

「評価の手順」であるため。

2) モニタリング項目

評価項目ごとに評価に必要なデータを得るためのモニタリング項目を設定する(【別表2】)。1つの評価項目を評価するために、複数のモニタリング項目が設定されている。モニタリング項目の数を増やさないように、複数の評価項目の評価に資するモニタリング項目を選択しているため、異なる評価項目に同じモニタリング項目が対応する。

モニタリング項目は37項目設定し、実施主体等に応じて、下記のとおり分類する(【別表3】)。

関係行政機関で実施するモニタリング項目

関係行政機関とは、環境省、林野庁、北海道の3者。

地元自治体、関係団体、専門家、その他の行政機関等に協力を依頼するモニタリング項目

なお、上記以外の調査研究については、「その他の調査研究」として推進を検討する。

3) モニタリング手法及び評価基準

モニタリング項目について、実施主体及びモニタリング手法は【別表4】のとおりとする。また、その評価指標及び評価基準は【別表5】のとおりとする。

モニタリング手法、評価指標及び評価基準については、「実施が容易である」、「変化の予兆をつかめる指標である」、「評価が容易である」という3つを満たすことを目指し、必要に応じて計画期間内であっても柔軟に見直すものとする。

4) モニタリングの実施と結果の共有

モニタリングの実施にあたっては、関係者と緊密な連携・協力を図ることとし、必要なモニタリング・調査結果については、情報の共有を図る。

4. モニタリング項目

モニタリング項目については、1) 2) 3) の3つに分類して実施する。

削除

3. 評価の手順

評価項目の評価は、モニタリング項目の評価を踏まえて行われる。モニタリング項目の評価は、モニタリング結果からモニタリング項目ごとに評価を行うことである。

8つの評価項目の評価は、科学委員会が行う。モニタリング項目の評価は、原則として各WG等が行う。

以下、評価手順の模式図

各 WG 等の専門性が活かされるよう、分野別に特化した評価項目に基づいて、各 WG 等に関連する評価項目を以下のとおりとし、各 WG 等は関連評価項目に該当するモニタリング項目の評価を行うものとする。

各 WG 等で結果の評価を実施するモニタリング項目は、【別表 6】のとおりにする。

以下、WG ごとの関連評価項目。

なお、WG 等として評価が難しいモニタリング結果については、科学委員会及び WG 等の委員から担当委員を選出し、担当委員が WG 等に代わりその評価を実施することとする。また、評価項目、、にのみ該当するモニタリング項目については、その評価を科学委員会で実施する。

5. 計画の枠組

(1) 計画期間

本計画は 10 年を一期とし、第 1 期は 2012 年 4 月から 2022 年 3 月までとする。概ね 5 年毎に本計画の継続・変更について検討を行う。

(2) その他

関係行政機関は、本計画に基づき毎年のモニタリング事業内容を決定し、当該年度に実施すべきモニタリング、調査を可能な範囲で実施する。なお、必要に応じて当該年度毎に各期間の役割分担を見直すとともに、調査手法についても当該年度の状況に応じ、簡素化を実施する等、柔軟に見直すものとする。

4. 計画の枠組

(1) 計画期間

本計画は 10 年を一期とし、第 1 期は 2012 年 4 月から 2022 年 3 月までとする。概ね 5 年毎に本計画の継続・変更について検討を行う。

(2) その他

関係行政機関は、本計画に基づき毎年のモニタリング事業内容を決定し、当該年度に実施すべきモニタリング、調査を可能な範囲で実施する。なお、必要に応じて当該年度毎に各期間の役割分担を見直すものとする。